四　合併又は分割の方法及び条件
五　合併又は分割の理由
六　合併又は分割の時期

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し
二　合併後存続する法人又は吸収分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人が現に使用者でない場合にあつては、その法人の登記事項証明書
三　前号に規定する法人が現に行つている事業の概要に関する説明書
四　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の役員となるべき者の氏名及び履歴
五　前号に規定する法人が法第五十四条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
六　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（記録）

第二条の十一　［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～七　［略］	［略］	［略］
八　第二条の十一の十に規定する防護措置の記録		
イ　［略］	［略］	［略］
ロ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
ハ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
ニ～リ　［略］	［略］	［略］

2～8　［略］

（管理区域への立入制限等）

第二条の十一の三　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
一　管理区域については、次の措置を講ずること。
イ　壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線業務従事者以外の者が当該区域に立ち入る場合は、放射線業務従事者の指示に従わせること。
ロ　放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。

（記録）

第二条の十一　［同上］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～七　［同上］	［同上］	［同上］
八　第三条の三に規定する防護措置の記録		
イ　［同上］	［同上］	［同上］
ロ　第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
ハ　第三条の三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
ニ～リ　［同上］	［同上］	［同上］

2～8　［同上］

［条を加える。］